

新型コロナウイルス対応基準

Ver1.1 令和2年4月8日

【改版履歴】

Ver0.1	2020.04.04	草案執筆	小林竜也
Ver1.0	2020.04.07	初版作成	小林竜也
Ver1.1	2020.04.08	誤植修正	小林竜也

【本書について】

新型コロナウイルス(COVID-19)の影響により企業の事業継続が困難になる事が予想されるが本書執筆時点では感染事業所の営業について明確な指針が存在しないため、本書にて感染前・感染発覚後のフェーズに分けて弊社がどのような対策を行うべきかを考察する。

※執筆者は感染対策についての十分な知見を持たないことから、各機関が開示する対策手法を参考に本書を執筆する。

また、執筆者の解釈ミスによる誤記の可能性があることから、本書を広く開示し関係各位のご意見等を求め、都度本書を更新する。

【感染前のアクションについて】

感染状況の確認手法について：

弊社職員に関しては、勤務前に体温の記録を行う。

体温は個人差があることから担当者毎に体温の基準値を定め、基準温度から1℃以上の差異が出た場合は勤務可否を検討し、体温が37.5℃以上の状態が3日間続く場合には速やかに、「感染発覚後のアクション」に記載された手順を実行する

※体温計は各担当者個有の品に限定する。

※体温は社にて帳簿による記録を行い、異常値の把握に努める。

顧客への開示・許諾について

作業者が感染に気づかぬまま客先に訪問する可能性があることから、直接納品を行う顧客に対し納品に対するアンケートを実施し、感染リスクの周知と感染終息までの配送方法について指示を仰ぐ

感染予防について：

厚生労働省が開示する「新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け） 新型コロナウイルス感染症の予防法」に記載される、項目について事業所で以下の対応を行う。

（1）部屋を分けましょう

業務を、構内作業・事務・配送の3グループに分け、極力担当者は専門で業務を行うものとする

また、各担当者間が2m以内に接近することを極力回避する様務める。

（2）感染が疑われる家族のお世話はできるだけ限られた方で

職員に感染が疑われた場合、専門機関による判定が行われるまで、極力自宅での勤務または安静を奨励する。

※業務上、現場での作業が必要とされる場合は、第二倉庫等に業務を移す等の健常者との空間的分離を実施する。

（3）マスクをつけましょう

構内業務においては、マスク着用での作業は肉体的な負担が大きいことから、マスク着用は配送業者との接遇時に限定し、それ以外は任意とする。

事務作業においては、マスク着用を厳守とする。

配送業務においては、客先でのマスク着用は厳守とするが車内または弊社倉庫内においては任意とする。

(4) こまめに手を洗いましょう

手洗い等の衛生管理について事務所にポスターを掲示し注意喚起を行うとともに、殺菌効果が認められる洗剤を事務所に配備し手指消毒の徹底を行う。

事務所には、うがい薬とのおど飴を配備し担当者に積極的な利用を促す。

(5) 換気をしましょう

倉庫は2か所以上の開口部を設け、事務所では1時間に1度の頻度で換気を実施する。

※事務所内では加湿器により次亜塩素酸水を希釈した溶液を飛散させ、空間除菌を行う

運送用の車両には次亜塩素酸水を入れた加湿器を用い、空間除菌を行う。

(6) 手で触れる共有部分を消毒しましょう

事務所に100ppmの次亜塩素酸水を配備し、都度、除菌を行う。

※職員の希望に応じ次亜塩素酸水(200ppm)を配給し、自宅での利用を促す。

(7) 汚れたリネン、衣服を洗濯しましょう

発汗を伴う作業が見込まれる日には予め替えの作業着を準備する等、衛生管理を行う

(8) ゴミは密閉して捨てましょう

事業所から出るごみは飛散しない様、口を閉じた後に契約するごみ回収業者に処理を委託する。

【感染発覚後のアクションについて】

感染の疑念が生じた際には、下記フローに従って各項の内容を実施する。

- (a)管轄保健所へ状況報告と判断を仰ぎ、医療機関への受診を勧められた場合は特に指定のない限り各職員の「かかりつけ医」へ受診する。
- (b)疑念が生じた職員が触れたであろう機器に対して、次亜塩素酸水による除菌を行う。
- (c)直接配送を行う顧客に対して感染疑念について非対面方法による開示を行い、納品に関する指示を仰ぐ。
- (d)疑念の生じた職員に対して出勤停止の奨励または勤務場所の隔離を実施する。

感染が確認された場合

- (a)管轄保健所に事業所運営に関する助言を求める。
※以降の手順について保健所の指導と差異が生じる場合は保健所の指導を優先する。
- (b)HP 等の非対面手法により顧客に事業所感染について開示を行い、事業再開に向けたロードマップを開示する。
- (c)専門業者による事業所の除菌を行うとともに、感染リスクの高い場所を立ち入り禁止とし業務を縮小（電話対応やメーカー直送品等の業務に限定等)する。
- (d)弊社への依存度の高い顧客に対して商品提供が不可能になった場合は、仲間卸代替品等の提案を行い差額等の費用負担について協議を行う。

以上。

■参考文献・サイト■

東北医科薬科大学医学部「新型コロナウイルス感染症 市民向け感染予防ハンドブック[第2版]」

愛知県新型コロナウイルス感染症対策サイト <https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/>

名古屋市中川区役所・中川保健センター <http://www.city.nagoya.jp/nakagawa/category/124-4-0-0-0-0-0-0.html>